

## 生駒市規則第7号

生駒市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市公印規則の一部を改正する規則

生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「の所定欄に認印し」を「に審査照合を行った旨を明示し」に、「記入させる」を「記録させる」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システム（生駒市行政文書管理規則（令和4年2月生駒市規則第5号）第2条第2項に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）を用いる方法により審査照合を行った場合の必要事項の記録は、文書管理システムへの登録により行うものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。